

国民健康保険税 第3期から本算定

第三期保険税は新たに納められたことと思いますが、ご承知の通り第三期保険税は昭和三十四年の所得及び昭和二十五年の資産税(土地、家屋にかかる負担)を基礎にして計算したため、一期、二期に比べて増減した方がいます。これは一期、二期の保険税が前年昭和三十一年度の所得と昭和三十四年度の資産税にもとづいた仮算定の保険税であつたものを本算定により是正したためです。

(一) 保険税額の増加した方

1、所得が昭和三十三年に比べて増加している方
2、資産税額(土地、家屋にかかる負担)が昭和三十四年に比べて増加している方
3、保険税額が減少した方

(二) 保険税額が昭和二十四年度に比べて減少している方

1、所得割及び資産割は昭和二十四年の課税総所得(総所得から勤労控除又は必要経費を引いたもの)から基礎控除として九万円を差し引いた額と昭和三十五年度の資産税のみを賦課します。

(三) 保険税の算定

1、所得割及び資産割は昭和二十四年の課税総所得(総所得から勤労控除又は必要経費を引いたもの)から基礎控除として九万円を差し引いた額と昭和三十五年度の資産税のみを賦課します。

2、資産税が昭和二十四年度に比べて減少している方
3、保険税額が四月一日以降減少した方

3、保険税額が減少した方

3、保険税額が減少した方